

## 指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方（案）

### 1. ガイドラインに沿った運営（一部抜粋）

#### ・対象児童（仕様書）

市内に在住する小学校1から6年生、および特別支援学校小学校・特別支援学級の1年生から6年生。

#### ・開所日（仕様書）

開所日は毎週月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日および12月29日から翌年1月3日までを除く。

#### ・保育時間（仕様書）

下校時から午後5時45分まで。学校休業日は午前8時30分から午後5時45分。

#### ・入会決定（その他）

東村山市児童クラブ入会審査基準を踏まえ、市が決定し、保護者に通知する。

#### ・指導員（仕様書）

正規職員・嘱託職員・臨時職員で構成する。なお、正規職員と嘱託職員を専任指導員とする。

#### ・職員体制と配置（仕様書）

1施設について、児童おおむね40人以下を1つの支援単位とし、支援単位ごとに3人以上を配置する（国基準は2人以上）。

#### ・おやつ・食事（仕様書）

季節ごとの野菜や果物などを取り入れるよう努める。

アレルギーについては、事前に保護者と協議・調整する。

学校給食がない期間の昼食については、昼食を持参する。

#### ・保護者会との関係（仕様書）

市は、保護者会・父母会と連絡・協議を図り、保育内容の充実に努めること。

専任指導員は、保護者会・父母会の行事にできる限り参加すること。

#### ・障がい児・異文化で育った児童への対応（仕様書）

障がいのある児童を受け入れるにあたっては、職員研修に努めるとともに、指導員を加配すること。

外国等の異文化で育った児童に対して、今まで育ってきた環境や経験を尊重し、無理なく生活ができるよう対応すること。

## 2. 児童クラブ使用料（仕様書）

公営と同額とする。ただし、事業者の自主事業実施により別途費用が発生する場合は、その分増額となる。

## 3. 事故の際の対応（仕様書）

当該児童の所属している児童クラブ職員が窓口となり対応する。通常事故等があった場合は、保険による保障を行っており、同様の扱いとする。

## 4. 第1野火止児童クラブとの連携（仕様書）

公・民同様の保育を実施するにあたり、常時第1野火止児童クラブの職員と連絡・調整を行うこととする。

## 5. 自主事業の実施（仕様書）

- ①時間延長の対応など、事業者の自主事業の実施を求める。
- ②事業者が自主事業を実施する際には、事前に市と協議する。

## 6. 職員の任用等（仕様書）

- ①既存の児童クラブに勤務している職員（正規職員以外）のうち、希望する者については指定管理先において任用することを求める。
- ②児童クラブや保育士等、指導経験のある常勤社員の配置を求める。
- ③放課後児童支援員認定資格研修の受講を求める。

## 7. 市が行う会議等への参加（仕様書）

市が行う児童クラブ職員向けの会議等への参加を求める。

## 8. 小学校臨時休校時の対応（仕様書）

台風などで学校が臨時休校となった場合は、公営と同様の対応とする。

## 9. 指定期間開始前の事業者への引き継ぎ（仕様書）

- ①平成30年2月、3月の2ヶ月間とする。
- ②合同保育の際は、平成30年4月以降に配置される職員の参加を求める。

## 10. 指定期間終了後の引き継ぎ（仕様書）

次の事業者に円滑に引き継ぎを行うことを求める。

### 1 1. 事業者に対する市の監督責任（仕様書）

市は事業者に対し必要と考える報告を求めるとともに、必要な指示をする。

### 1 2. 運営会議（仕様書）

①委託内容の確実な履行を担保するため、保護者・事業者・市の3者による運営会議を設置する。

②民営化の影響を最小限にするため、指定管理開始直後は1～2ヶ月に1回行うものとする。運営が安定してくれば、事業者や市、保護者からの求めがある場合に開催する。

### 1 3. 指定管理について（募集要項）

①平成30年4月1日より指定管理者制度の導入を行う。

②指定期間は5年間とする。

③「指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、学識経験者3名（外部委員）からなる「指定管理者管運営評価協議会」などによりモニタリングを行う。

### 1 4. 指定管理先（募集要項）

①健全な業者を選定するため、業者選定の際に、必要な書類の提出を求める。

②他市において、児童クラブ、保育園、幼稚園等の運営実績のある事業者を選定する。

### 1 5. 事業者の選定方法（その他）

①事業者の選定は、入札額のみで選定するのではなく、プロポーザル方式により、企画・提案内容を踏まえ選定する。

②事業者の選定には、学保連、野火止保護者も委員とする。

### 1 6. 児童クラブの選択（その他）

第1野火止児童クラブ（公営）と第2野火止児童クラブ（民営）の入会希望を保護者に取り、出来る限り希望を反映するものとする。